

平成28年1月から自立支援医療（育成）の申請の際、本人確認と個人番号の確認が必要になります

平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が施行され、個人番号の利用が開始されます。

これに伴い、自立支援医療（育成）の申請の際に、本人確認や個人番号（マイナンバー）の記載・確認が必要となります。

●手続きの流れ（窓口申請の場合）

①本人申請の場合

1. 個人番号の確認

申請書類に個人番号の記載が必要なため、個人番号カードや通知カードをお持ちください。

2. 本人確認

本人確認のため、下記の書類が必要となります。

運転免許証、個人番号カード、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、パスポートなど。

②代理人申請の場合

1. 代理権の確認

代理人による申請の場合、本人確認の書類またはその写しの提示が必要となります。

2. 代理人の本人確認

代理人自身の本人確認のため、運転免許証や個人番号カード等が必要となります。

3. 対象者本人の個人番号の確認

対象者本人の個人番号カードの写し、通知カードの写しの提示が必要となります。

※郵送での申請の場合は、申請者（対象者）の個人番号確認の書類（個人番号カードや通知カード）の写しを添付していただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、障がい福祉課までお問い合わせください。

浦安市 障がい福祉課

